

作りませんか？ 住民基本台帳カード！

住民基本台帳カードとは、お住まいの市町村から希望者に交付される、運転免許証とほぼ同サイズの高度なセキュリティ機能を備えたICカードです。市役所の届出や証明書を受け取る時などの本人確認の際に提示する公的な身分証明書や、インターネットを利用した国税の電子申告などに使用できます。

住民基本台帳カードが必要な方は、ぜひ、ご申請ください。

カードの申請方法

○申請に必要なもの

- (1) 本人確認書類 ※有効期限内のものに限り
 【本庁で申請する場合】次の①～④のいずれか
 ① IC運転免許証1点（運転免許証に設定されている暗証番号の入力が必要です。暗証番号亡失等により確認が行えなかった場合には、さらにもう1点、健康保険証等の本人確認書類の提示が必要です。）
 ② 官公署発行の顔写真付き身分証明書（非IC運転免許証・旅券など）2点
 ③ 官公署発行の顔写真付き身分証明書（非IC運転免許証・旅券など）1点と、本人確認できる書類（健康保険証、年金手帳など）1点
 ④ 本人確認できる書類（健康保険証、年金手帳など）2点
- 【各支所・行政サービスセンターで申請する場合】次の①または②
 ① 官公署発行の顔写真付き身分証明書（運転免許証・旅券など）1点
 ② 本人確認できる書類（健康保険証、年金手帳など）2点
- (2) 顔写真付カードをご希望の場合は、顔写真（縦4.5センチ×横3.5センチ、6か月以内撮影、無帽、正面、無背景のもの）
 ※お持ちでない場合は、市役所で撮影することもできます（無料）。
- (3) 手数料 500円

○注意事項

- 申請者本人が本庁に来庁し、本人確認書類（本庁で申請する場合）の①②③のいずれかの書類を提示して申請された場合は、即日、住民基本台帳カードが交付されます。なお、この場合の申請から交付までにかかる時間は、約10分です。それ以外は、後日交付になります。
- 申請窓口** 市役所本庁市民生活課戸籍係または各支所市民課・行政サービスセンターの市民生活係（午前8時30分～午後5時）
 ※土日祝日・年末年始の休業日を除きます。

お問い合わせ 市役所市民生活課 戸籍係 ☎63-5112

所得税・市民税にかかる

「要介護認定者のおむつ代医療費控除」に必要な証明書を交付します

寝たきり（疾病により、おおむね6か月以上にわたり寝たきりで医師の治療を受けている）の方のおむつ代は、所得税・市民税の医療費控除の対象となります。

確定申告の際に医療費控除を受けるためには、医師が発行する「おむつ使用証明書」と「おむつ代の領収書」を添付する必要があります。

現在、介護保険の要介護認定を受けており、次の①②の両方に該当する方には、市で「おむつ使用証明書」に代わる証明書を交付します。

① おむつ代の医療費控除を受けるのが2年目以降となる方

② 一定要件（主治医意見書において寝たきり、尿失禁がある）を満たす方

なお、初めておむつ代の医療費控除を受ける方や、2年目以降でも一定要件を満たさない方は、医師が発行する「おむつ使用証明書」が必要です。

詳しくは、お問い合わせください。
証明書に関するお問い合わせ

市役所高齢福祉課介護保険係

☎63-3790

または各支所・行政サービスセンター（介護保険担当）

確定申告に関するお問い合わせ

市役所税務課市民税係

☎63-5110



顔写真つき

記載内容・・・氏名・住所・生年月日・性別・有効期限（10年間）
 主な用途・・・公的な身分証明書、(別国に電子証明書の取得が必要) など



顔写真なし

記載内容・・・氏名・有効期限（10年間）
 主な用途・・・国税の電子申告（別に電子証明書の取得が必要）など